



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019年第5号

今回のテーマ：増値税改革の深化に関する政策の公告

3月5日の政府活動報告及び3月20日の国务院常务会议において、李克強首相より企業の増値税負担軽減策が示された。中国財政省と国家税務総局、税関総署は21日、製造業などの増値税率引き下げに係る「増値税改革の深化に関する政策の公告」（財政省、国家税務総局、税関総署公告2019年第39号）を正式に発表し、増値税改正を具体化した。

主な内容

一、増値税率の引き下げ：

企業の増値税負担を軽減するため、2019年4月1日より、製造業などの増値税率を引き下げ、輸出還付率と農産物仕入に関わる控除率とも同時に調整した。調整内容の対照表は下記の通りである。

改革の内容	変更後	変更前
貨物の販売や輸入（一部物品を除く）、加工補修役務、有形動産リース	13%	16%
一部の物品販売と輸入、交通運輸、郵便、基礎電信、建築、不動産リース、不動産販売、土地使用権譲渡、	9%	10%
農産物（生産販売または委託加工に使用されるものを除く）	控除率：9%	控除率：10%
農産物（生産販売または委託加工に使用されるもの）	控除率：10%	控除率：13%
現行課税率・還付率共に16%の商品	還付率：13%	還付率：16%
現行課税率・還付率共に10%の商品	還付率：9%	還付率：10%
現行還付率13%の海外旅客免税商品	還付率：11%	還付率：13%
現行還付率9%の海外旅客免税商品	還付率：8%	還付率：9%

二、増値税仕入税額の控除範囲の拡大。調整の内容の対照表は下記の通りである。

改革の内容	変更後	変更前
国内の旅客運輸サービスの費用に関わる増値税は控除対象となる	国内の旅客運輸サービスの費用を増値税の仕入れ控除の対象とすることについて、航空機や鉄道、船舶などの運賃額からの控除額計算式で仕入税額を算定する。	国内の旅客運輸サービスの費用を増値税の仕入れ控除の対象外である
不動産の取得に関わる仕入増値税の全額控除	不動産の取得に関わる仕入増値税は、従来2年に渡って控除するが、2019年4月1日から、全額控除となる。	2016年5月1日より取得した不動産及はに関わる仕入増値税は、2年に渡って控除する（一年目60%、二年目40%）
生産、生活サービス業の事業者に対し、仕入増値税額に10%を加算する	生産、生活サービス業の事業者に対し、2019年4月1日より2021年末までの時限措置として、仕入増値税額に10%を加算することで納税額を減らす。	加算控除制度なし

すべての旅客運輸サービスが「旅客運輸サービスの費用に関わる増値税控除」の対象範囲ではないことに注意してください。「旅客運輸サービスの費用に関わる増値税控除」の対象範囲について次のようにまとめました。

関連証憑	控除金額
増値税専用発票	発票に記載されている税額
増値税電子発票	発票に記載されている税額
旅客の身分情報が記載されている航空券	仕入増値税額 = (運賃 + 燃油サーチャージ) ÷ (1 + 9%) × 9%
旅客の身分情報が記載されている鉄道切符	仕入増値税額 = 額面金額 ÷ (1 + 9%) × 9%
旅客の身分情報が記載されている道路、水路などのその他切符	仕入増値税額 = 額面金額 ÷ (1 + 3%) × 3%

三、増値税期末控除留保税額の還付

2019年4月1日より増値税還付制度を試し、下記の条件を満たした納税者は、増値税期末控除留保税額の還付を申請することができます：

1. 2019年4月より、留保税額は連続6か月増加、かつ6か月目の増加額が50万円を上回る。
2. 納税信用等級はA或はB。
3. 還付申請前の36か月以内に留保税金還付、輸出税金還付及び増値税専用発票の発行に係る虚偽行為を行ったことがない。
4. 還付申請前の36か月以内に、脱税行為で2回以上税務機関に処罰されたことがない。
5. 2019年4月1日より、即徴即退、先徴後退の優遇政策を享受していない。

お見逃しなく

- 対象となるのは国内の旅客運輸サービスのみであり、海外の旅客運輸サービスは該当しない。実名旅券（例えば航空券、鉄道チケット、その他道路、水路旅券）のみ、仕入増値税の控除証憑になる。
- 2019年3月31日までの控除留保税額（不動産の取得に関わる仕入増値税）は、2019年4月期から全額控除する。
- 生産、生活サービス業とは、郵便と通信、現代サービス、生活サービス業の事業者である（具体的な範囲は「売買サービス、無形資産、不動産注釈」財税[2016]36号参照）。生産、生活サービス提供に関連する売上が売上全体の50%を超える納税者は、加算控除対象となる。

© 2019 会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。著作権所有。



「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。
 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd (GTIL, 致同国際) のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。
 当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。